

契 約 書

通所介護

(第1号通所事業施設)

利用者： _____ 様



事業者：株式会社しんあい

[利用者] _____様（以下「契約者」といいます。）

[事業者] 株式会社しんあい（以下「事業者」といいます。）は、契約者が、通所介護、又は第1号通所事業施設；デイサービスしんあい（以下「事業所」という。）において、事業者から提供される通所介護、又は第1号通所事業について、次のとおり契約を締結します。

第一章 総則

第1条（契約の目的）

1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、第4条及び第5条に定める通所介護サービス、又は第1号通所事業サービスを提供します。

2 事業者が契約者に対して実施する通所介護サービス、又は第1号通所事業サービスの内容、利用日、利用時間、費用等の事項（以下「通所介護計画、又は第1号通所事業計画」という。）は、別紙『重要事項説明書』に定めるとおりとします。

第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとし、事業対象者は居宅サービス計画書の期間とします。

但し、契約期間満了の2日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（通所介護計画、又は第1号通所事業計画の決定・変更）

1 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画、又は要支援対象者、事業対象者向けの介護サービス計画（以下「ケアプラン」とする。）が作成されている場合には、それに沿って契約者の通所介護計画、又は第1号通所事業計画を作成するものとします。

2 事業者は、契約者に係るケアプランが作成されていない場合でも、通所介護計画、又は第1号通所事業計画の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等ケアプラン作成のために必要な支援を行うものとします。

3 事業者は、通所介護計画、又は第1号通所事業計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。

4 事業者は、契約者に係るケアプランが変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、通所介護計画、又は第1号通所事業計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、通所介護計画、又は第1号通所事業計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して通所介護計画、又は第1号通所事業計画を変更するものとします。

5 事業者は、通所介護計画、又は第1号通所事業計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、契約者に対して、日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

第5条（介護保険給付対象外のサービス）

1 事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える通所介護サービス又は、第1号通所事業サービスを提供するものとします。

2 事業者は、介護保険給付対象外のサービスとして以下のサービスを提供します。

- ① 契約者が選定する特別な食事の提供
- ② 理美容サービス
- ③ その他の生活サービス

3 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。

4 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対しても分かりやすく説明するものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第6条（サービス利用料金の支払い）

1 契約者は要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割、2割、3割）を事業者に支払うものとします。

但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合及びケアプランが作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後又はケアプラン作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。）

2 第5条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。

3 前項の他、契約者は食事代とおむつ代等契約者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者に支払うものとします。

4 契約者は、前3項に定めるサービス利用料金をサービスの利用終了時に、支払うものとします。

第7条（利用日の中止・変更・追加）

1 契約者は、利用期日前において、通所介護サービス、又は第1号通所事業サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者はサービス実施日の前日までに事業者申し出るものとします。

2 契約者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し契約者の体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。

3 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員で契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議するものとします。

第8条（利用料金の変更）

1 第6条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。

2 第6条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない理由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の2ヶ月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。

3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務

第9条（事業者及びサービス従事者の義務）

1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の看護職員もしくは主治医と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。

3 事業者は、契約者に対する通所介護サービス、又は第1号通所事業サービスの提供について記録を作成し、それを完結の日から2年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

4 事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第10条（守秘義務等）

1 事業者及びサービス従事者又は従業員は、通所介護サービス、又は第1号通所事業サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

3 前2項にかかわらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いるこ

とができるものとします。

第四章 契約者の義務

第11条（契約者の施設利用上の注意義務等）

- 1 契約者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 3 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第12条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第10条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第13条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一；契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二；契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三；契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四；契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第14条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章 契約の終了

第15条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

- 1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - 一；契約者が死亡した場合
 - 二；要介護認定により契約者の心身の状況が自立と判定された場合（事業対象者を除く）
 - 三；事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - 四；施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - 五；事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - 六；第16条から第18条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第16条（契約者からの中途解約）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - 一；第8条第3項により本契約を解約する場合

二； 契約者が入院した場合

三； 契約者に係るケアプランが変更された場合

第17条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

一； 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービス、又は第1号通所事業サービスを実施しない場合

二； 事業者もしくはサービス従事者が第10条に定める守秘義務に違反した場合

三； 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

四； 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第18条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

一； 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

二； 契約者による、第6条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

三； 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第19条（精算）

第15条第1項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第11条第2項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。

第七章 その他

第20条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第21条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

重要事項説明書

通所介護サービス、第1号通所事業サービス

あなたに対する通所介護サービス、第1号通所事業サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第105条、第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

法人名称	株式会社しんあい
主たる事務所の所在地	静岡県静岡市駿河区池田765番地
法人種別	株式会社
代表者名	本田 弘哉 梅沢 渉
設立年月日	平成24年6月6日
電話番号	054-295-9861

2. ご利用事業所

ご利用事業所の名称	デイサービスしんあい
指定番号	2274210117
所在地	静岡県静岡市駿河区池田761番地
開設年月日	令和3年8月1日
電話番号	054-295-9863
管理者の氏名	深澤 栄祐
サービス提供地域	静岡県静岡市駿河区・葵区・清水区
実施している その他の事業	なし

3. ご利用事業所の設備概要

建物の構造	鉄骨 平屋建て
延べ床面積	106.98㎡
利用定員	35名
設備	デイサービス運営に付帯する一切の設備

4. 事業の目的と運営方針

事業の目的	地域に必要とされる介護サービスの提供
運営の方針	利用者及びそのご家族の尊厳と意向を最大限尊重する

5. ご利用事業所の職員体制

ご利用事業所の従業者の職種	職員数	勤務の体制
生活相談員	1人以上	常勤1名 非常勤2名 日勤（午前9時～午後5時）1名以上
介護職員	5人以上	常勤、非常勤の合計が5名以上 常勤（午前8時00分～午後17時00分）
看護職員	1人以上	非常勤1名以上 必要に応じた時間帯に勤務 1名以上
機能訓練指導員	1人以上	非常勤1名以上 必要に応じた時間帯に勤務 1名以上

6. 営業時間

営業日	毎年1月1.2.3日を除く、毎週月・火・水・木・金・土曜日・祝祭日
営業時間	9時00分～17時00分
サービス提供時間	9時25分～16時30分

7. 提供するサービス内容

①食事の介助（ただし、食事の提供にかかる費用は別途お支払いいただきます。）

食事の準備、介助を行います。

当事業所では、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

ご契約者の自立支援のため離床して食堂（居間）にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間） 12:00～13:00

②入浴

入浴、足浴又は清拭を行います。

③排泄

ご契約者の排泄の介助を行います。

④送迎サービス

ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

⑤レクリエーション

ご契約者の心身の機能減退の防止を目的としたレクリエーションを行います。

8. 利用料

(1) 介護保険の適用を受けるサービス（利用料1割又は2割又は3割自己負担）

(2) 介護保険の適用を受けないサービス（全額自己負担）

(3) その他の費用（全額自己負担）

があります。

(1) 介護保険の適用を受けるサービス

I：要介護1～5の方

①基本サービス利用料（サービス提供時間7時間以上8時間未満 1回につき 介護負担割合1割の方）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
所定単位数（単位）	658	777	900	1,023	1,148
ご契約者のサービス料金（円）	6,757	7,979	9,243	10,506	11,790
介護保険から給付される金額（円）	6,081	7,181	8,318	9,455	10,611
自己負担額（円）	676	798	925	1,051	1,179

※入浴介助加算Ⅰ（40単位/回）、入浴介助加算Ⅱ（55単位/回）に関しては、実施を選択することができます

す。

※個別機能訓練加算Ⅰイ（56単位／回）に関しては、実施を選択することができます。

※科学的介護推進体制加算（40単位／月）は全ての方に加算されます。

※サービス提供体制強化加算Ⅱ（18単位／日）は全ての方に加算されます。

※介護職員等処遇改善加算Ⅰ（所定単位数の9.2%）は全ての方に加算されます。

Ⅱ：要支援1、2、事業対象者

①基本サービス利用料（1月につき 介護保険負担割合1割の方）

	要支援1 事業対象者	要支援2
所定単位数（単位）	1,798	3,621
ご契約者のサービス料金（円）	18,465	37,188
介護保険から給付される金額（円）	16,619	33,469
自己負担額（円）	1,846	3,719

※科学的介護推進体制加算（40単位／月）は全ての方に加算されます。

※サービス提供体制強化加算Ⅱ（事業対象者・要支援1：72単位／月、要支援2：144単位／月）は全ての方に加算されます。

※介護職員等処遇改善加算Ⅰ（所定単位数の9.2%）は全ての方に加算されます。

(2) 介護保険の適用を受けないサービス

- ① 介護保険の支給限度額を超えるサービス
利用料は利用者の全額自己負担となります。

(3) その他の費用

- ① 食事代 700円（昼食 600円、おやつ 100円）
- ② おむつ・リハビリパンツ代 150円
- ③ パット代（大）70円（小）30円
- ④ 行事代 実費
- ⑤ キャンセル料
 - i, 前日の午後5時までにご連絡を頂いた場合：基本利用料の0%
 - ii, 当日の午前8時までにご連絡を頂いた場合：基本利用料の30%
 - iii, 以降の場合：基本利用料の100%

(4) 支払方法

現金、銀行振り込み、口座引落のいずれかの方法

9. 苦情申立窓口

ご利用者ご相談窓口	ご利用時間	平日	午前9時～午後5時
		土	午前9時～午後5時
	ご利用方法	電話	054-295-9863
		面接	デイサービスしんあい相談室
静岡市介護保険課	ご利用時間	平日	午前8時30分～午後5時15分
	ご利用方法	電話	054-221-1377 054-221-1292
		面接	〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号
		Mail	kaigohoken@city.shizuoka.lg.jp
静岡県国民健康保険団体連合会（介護保険課）	ご利用時間	平日	午前9時～午後5時
	ご利用方法	電話	054-253-5590
		面接	〒420-8558 静岡市葵区春日2丁目4番34号

静岡高齢・障害者雇用支援センター

ご利用時間 平日 午前9時～午後5時

ご利用方法 電話 054-205-3307

10. 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。
また緊急連絡先に連絡いたします。

利用者の主治医	氏名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	携帯：
	昼間の連絡先	同上
	夜間の連絡先	同上

11. 損害賠償保険への加入

当事業所は、以下の損害賠償保険に加入しています。

- ・加入保険会社名：財団法人 介護労働安定センター
(東京海上日動、損保ジャパン、三井住友海上、日本興亜4社の共同保険)
- ・保険の内容：介護事業者賠償責任補償「ケア・ワーカー等福祉共済制度」

平成24年11月1日以降継続契約

(乙) 当事業者は、甲に対する居宅介護サービスの提供開始に当たり、利用者又はそのご家族に対して「契約書」、「重要事項説明書」を説明しました。

(乙) 居宅サービス事業者

主たる事務所所在地 静岡市駿河区池田 761 番地

説明者 所属 デイサービスしんあい 管理者

氏名 深澤 栄祐

(甲) 私は、本冊子の「契約書」、「重要事項説明書」の内容の説明を受け、承諾しましたので、本冊子、最終ページに署名・捺印します。

個人情報使用同意書

株式会社しんあい
代表取締役 本田 弘哉 梅沢 涉殿

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用する目的及び場合

事業者が、介護保険法に関する法令に従い、通所介護計画、又は第1号通所事業計画に基づいて利用者様へのより良いサービスの提供・指定居宅サービス等を円滑に実施するため、介護支援専門員並びに医療機関等に対し必要な場合に使用する。

2 使用にあたっての条件

ア 個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外に漏れることのないよう、細心の注意を払うこと。

イ 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容について記録しておくこと。

3 個人情報の内容

ア 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業者が通所介護サービス、又は第1号通所事業サービスを行うために必要な、利用者やその家族個人に関する情報

イ その他利用者及びその家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうる情報

4 使用する期間

デイサービスしんあい（または代理人）の間に交わされた利用契約書に定めた期間に限るものとし、利用契約が解消された後は私（利用者）及び家族に関する個人情報の使用は認めない。

以上

令和 年 月 日

[事業者]住所：静岡県静岡市駿河区池田761番地

[静岡市介護保険指定事業所番号]2274210117

株式会社しんあい デイサービスしんあい

代表取締役 本田 弘哉 梅沢 涉 (印)

説明者：深澤 栄祐 (印)

私は、本冊子の「契約書」、「重要事項説明書」の内容の説明を受け、承諾しましたのに加え、「個人情報使用同意書」に関しても説明を受け、承諾を致しましたので、次に署名・捺印します。

[契約者]

住所：静岡県

氏名：

代理人氏名（関係）： ()

ご家族氏名：